

高 浜 地 区 防 災 計 画

平成29年

高浜地区自主防災連合会

高浜地区のみなさんへ

高浜地区に自主防災連合会が発足して12年目を迎えました。この間に日本各地では2011年の東日本大震災(M9.0)をはじめ、広島土砂災害、熊本地震(M6.5・M7.3)大分中部地震(M5.3)や異常気象による集中豪雨が、日本列島北から南まで日替わりのように発生し被害をもたらしています。ここ松山においても南海トラフ巨大地震の発生確率が今後30年で70パーセントとされています。

そのような中で、災害発生時には[自分の命は自分で守る]ことを第一に、平常時において皆さんの防災や減災に対する意識と知識を高めていただき、災害発生時には地域の皆さんと協力しながら災害を乗り越えられるようにしましょう。

この地区防災計画を作成するに当たっては、今までに皆さんと一緒にやってきた防災訓練、防災講習、出前講座などを基に地域特性や状況変化に合わせた計画としています。今後この計画に沿った活動を地域のみなさんと共に実施しながら不備な部分の修正や追加、また、新たなご意見を反映させながら改訂版を作成して進めたいと思っています。

計画は一度作成して終わるものではなく進化させるものです。

！！追記！！

9月17日の台風18号の大雨では、松山各地で河川が氾濫危険水位に達したり、浸水被害の発生に伴い、避難勧告や自主避難のために多くの施設が避難所として開設されました。

今まではあまり気に留めていなかった豪雨災害が我々の身のまわりで発生することを認識されたと思います。日本各地のどこでも異常豪雨が発生してもおかしくない状況ですので、自分の事として自助・共助を気に留めて下さい。

平成29年9月30日

高浜地区自主防災連合会

会長 蔭原政徳

組織及び防災活動の沿革

- ・平成16年:自主防災会設立が地区全町内会(16町内会)で完了
- ・平成17年:12月に地区自主防災連合会が発足
- ・平成18年:連合会での活動を開始
- ・平成19年:県モデル事業として高浜町一丁目自主防災会において
災害時要援護者調査を実施
- ・平成20年:第1回目防災訓練実施
- ・平成21年:第2回目防災訓練実施
- ・平成22年:地区町歩き・防災マップ原図作成・防災士会設立・中学校防災学習開始
- ・平成23年:地区内標高表示板設置
愛媛県消防協会より感謝状を受ける。
- ・平成24年:2回目地区町歩きで町別防災マップを作成し全世帯配布・防災出前講座開始
松山市総合防災訓練を高浜地区で実施
- ・平成25年:すみれ野北公園に防災倉庫設置
- ・平成26年:3回目地区町歩きで防災マップを改訂して集会所及び関係者に配布
- ・平成27年:内閣府の地区防災計画モデル地区指定 (防災調査表依頼開始)
避難所運営訓練(地域対象)を12月に小学校で実施
避難所運営訓練(中学校、地域対象)を1月に中学校で実施
愛媛県消防協会より感謝状を受ける。
- ・平成28年:小学校・中学校・地域連携での避難所運営訓練を実施
- ・平成29年:日本防災士機構より防災士功労賞を受ける。
愛媛県総合防災訓練(北条)・土砂災害(五明)津波災害(高浜)を予定

	目	次	
1	計画の対象となる範囲		
	(1) 地区の範囲	1
	(2) 自主防災組織の範囲	1～2
2	基本的な考え方		
	(1) 基本方針(目的)	2
	(2) 活動目標	3
	(3) 長期的な活動計画	3
3	地区の特性		
	(1) 自然特性	3～6
	(2) 社会特性	7
	(3) 防災マップ	7
4	防災活動の内容		
	(1) 防災活動の体制(班の編成)		7
	(2) 平常時の活動	7～8
	(3) 発災直前の活動	8
	(4) 災害時の活動	8～9
	(5) 復旧・復興期の活動	9
	(6) 市、消防団、各地域団体、ボランティア等との連携	9
5	実践と検証		
	(1) 防災訓練の実施・検証	10
	(2) 防災意識の普及啓発	10
	(3) 計画の見直し	10
	(4) チェックリストの作成と検証	11
6	自治体、気象台よりの避難情報	11～12
7	緊急時の連絡先	13～14
8	災害時の連絡体制	15
9	避難所開設のフローチャート	16
10	防災調査の基本事項	17
11	自然災害への対応策	18～19
12	災害時の情報収集	19～20
13	法令関係(災害対策基本法)	21～22
資料	・ 地区内防災資機材一覧表	(2枚)
	・ 防火水槽(メガポット)取扱い	(3枚)
	・ 避難所開設・運営の手順・避難所配置図(小、中学校)	(3枚)
	・ 防災カルテ	(3枚)
	・ 防災チェックリスト	(2枚)
	・ 土砂災害警戒区域図	(1枚)
	・ 防災マップ (地区防災マップ 2・町別防災マップ 9)		(11枚)

高浜地区防災計画

1 計画の対象となる範囲

(1) 地区の範囲

この計画の対象となる地区の範囲は、以下のとおり。

対象町名	対象防災会名
松山市松ノ木一丁目・二丁目	松ノ木町自主防災会
松山市石風呂町	石風呂町自主防災会・寺ヶ谷自主防災会・すみれ野自主防災会
松山市港山町	港山町自主防災会
松山市新浜町	新浜町自主防災会・新浜町県営梅津寺団地自主防災会 新浜町東梅津寺団地自主防災会・新浜町美浜自主防災会
松山市梅津寺町	梅津寺町自主防災会
松山市高浜町一丁目	高浜町一丁目自主防災会
松山市高浜町二丁目	高浜町二丁目自主防災会
松山市高浜町三丁目	高浜町三丁目自主防災会
松山市高浜町四丁目	高浜町四丁目自主防災会
松山市高浜町五丁目	高浜町五丁目自主防災会
松山市高浜町六丁目	高浜町六丁目自主防災会

(2) 自主防災組織の範囲

この計画の対象となる地区の自主防災組織は、以下のとおり。

防災会名	地域の状況 H29.4		(松山市人口推計を参考)	
	世帯数	防災士数	町別世帯数	町別人口
松ノ木町自主防災会	484	4	519	1,317
石風呂町自主防災会	264	3	770	1,973
石風呂町寺ヶ谷自主防災会	18	—		
すみれ野自主防災会	515	5		
港山町自主防災会	65	1	88	179
新浜町県営梅津寺団地自主防災会	112	1	620	1,376
新浜町東梅津寺団地自主防災会	95	1		
新浜町美浜自主防災会	109	1		
新浜町自主防災会	243	2		
梅津寺町自主防災会	97	1	109	283
高浜町一丁目自主防災会	416	4	448	1,041

高浜町二丁目自主防災会	63	1	54	110
高浜町三丁目自主防災会	63	1	64	141
高浜町四丁目自主防災会	74	2	72	140
高浜町五丁目自主防災会	120	2	123	268
高浜町六丁目自主防災会	119	3	121	312
計	2,857	32	2,988	7,140

男性3,267人 女性3,873人 2.39人/世帯 65歳以上(高齢化率 36.1% 基本台帳より)

2 基本的な考え方

この地区防災計画は、それぞれの防災会が作成したものを連合会の地区防災計画として取りまとめたものです。高浜地区ではそれぞれの防災会が結成された翌年に連合会が発足したため、各種活動等を連合会の事業として行ってきた経緯があり、そのため連合会としての計画となっていますが、基本的にはそれぞれの地区にお住いの皆さん自らが取り組んでいただくものです。

連合会の中には毎年活動を行っている防災会や、活動を行っていない防災会もありますが、地域全体の防災力向上のためには、それぞれの防災会が自主的に継続的に活動を行うことが何よりも大切であると思います。

この地区防災計画書作成をきっかけとして自主的な活動を進めていただきたいと思います。また、この計画書は地域特性においても高浜地区全体を見渡して計画していますが、地域の変革等において、適宜見直しも必要になってくるかと思われますので、今後の検討課題とします。

(1) 基本方針(目的)

近年における自然災害は、複雑かつ多様化・大規模化しており、これらに対応するため、地域において幼児から高齢者まで安心して過ごせるよう、日頃からコミュニティ活動を通して親しみのある街づくり・地域づくりを進めていながら、防災への意識を高めることのできる啓発を行うことを目的とします。

(2)活動目標

「自助」と「共助」に基づく地区単位の防災意識の向上を図る活動として・・・

- 1) 自助・共助の意識向上のため、出前講座や講習会を実施します。
- 2) 地域での防災情報共有のため防災会議を年3回程度実施します。
- 3) 住民参加の防災訓練を年1回実施し、地域の協力体制確立を進めます。
- 4) 防災士は毎月定例会を開催し、種々の問題や防災知識を高めるための勉強を行い参加出来なかった方には議事録で情報を共有し防災士の意志疎通を図ります。
- 5) 防災会においても町内住民を対象に防災会議や訓練を企画し、実施できるよう防災士は防災会長や役員さんと共に意識、知識の向上を図ります。

(3)長期的な活動計画

・地域住民は自分たちで防災活動の在り方を考え、お互いに協力しながら防災活動を継続的に実践していくことを目指すため、防災会に2名以上の防災士配置と、特に女性防災士の育成を進めて行きます。

・毎年の防災活動を計画する中で、地域内の状況や関係機関との連携を確認しながら地域全体で動ける体制を構築して行きます。

・一時避難場所(指定緊急避難場所含む)の整備や備蓄品、資機材の整備を隔年単位で計画します。

3 地区の特性

高浜地域では北地区と南地区での特性に違いがあり、それに沿った想定や対策を検討する必要があり過去の被害事例や想定被害、それらに対する対策を検討します。

(1)自然特性

各町内の自然特性を考慮し、想定被害や減災対策をまとめていきます。

※対策等は松山市発行の「防災マップ」の参考ページを記載していますので参照願います。

1)海に面している町内会は

・港山町、梅津寺町、高浜町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目

想定被害は

- ・地震による津波被害
- ・台風による高潮被害

防災マップ19p参照

過去の被害事例

平成3年の台風19号においては、高潮が標高2.75mまで記録され梅津寺海側住宅では車両水没や家屋内への海水流入、高浜駅周辺では海中に車両流出、海側家屋の家財類が道路へ流出し通行できなくなる被害が発生しました。

防災・減災対策は

- ・地震発生により津波注意報、警報が発令された場合はもちろん、揺れを感じた時にはただちに指定緊急避難場所の安全を確認して避難し、揺れや津波の危険が去るまでそこに留まり、その後、指定避難所へ避難するよう心がける事が重要です。
- ・南海トラフ巨大地震では発生から松山港への津波到達までに120分程度かかると言われていますが、津波は何波にも分かれて押し寄せるため気を抜くことは禁物です。

早めの避難が第一です。

- ・台風は事前に予報で知ることが出来るので、早めに避難準備を行い、指定避難所が開設されたら避難を行うよう心掛けて下さい。

指定避難所は防災マップ49pに掲載

2) 標高3.8m以下を有する町内会は **(松山港での津波想定高は3.8m)**

- ・松ノ木町、石風呂町、新浜町、新浜町美浜、県営梅津寺団地、梅津寺町、港山町、高浜町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目

※地域防災マップには標高5メートルラインを表示してあるので確認願います。

想定被害は

- ① 地震による津波浸水被害
- ② 異常気象での集中豪雨による浸水被害

防災マップ49p、50p参照

防災マップ22p、23p参照

内水ハザードマップ参照

過去の被害事例

元塩田跡地(新浜町～石風呂町の日本たばこ産業跡地周辺)では豪雨による浸水被害や小水路での排水不良による浸水被害が発生しました。

防災・減災対策は

- ・地震時の津波被害に対しては早めの避難と注意報・警報解除までその場に留まることが大切です。
- ・避難時間が長くなることもあるため、非常時持ち出し品は平常時より準備をしておくことが大切です。

早めの準備、避難を

- ・浸水被害は新浜雨水排水ポンプ場(辰巳町)の整備により、一定の状況では解消されていますが、異常気象による豪雨は予想をはるかに超える場合もあり、周囲の道路より宅地が低い場合は、排水能力が追いつかず浸水被害に遭うこともありますので、降雨状況には注意を払い危険と思える場合は早めに避難することが大切です。
- ・自宅内の雨水桝などのゴミ除去も適宜行い、豪雨時の避難においても道路と水路の区別が不明になった場合は、他の場所を通るか、長い棒などで水路の位置を確認しながら通ることが事故防止につながります。

防災マップ10p参照

3) 土砂災害警戒区域を有する町内会は

- ・松ノ木町、石風呂町、寺ヶ谷、新浜町、東梅津寺町、港山町、梅津寺町、高浜町1丁目2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目

警戒区域内に津波時の一時避難場所が含まれる町内会は

- ・新浜町、高浜町2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目

※ 資料土砂災害警戒区域図を参照 33p

想定被害は

- ・豪雨による土石流発生、がけ崩れ
- ・地震の揺れによるがけ崩れ

※11 自然災害への対応18p、19p参照

防災マップ10p、11p

防災マップ20p、21p

過去の被害事例

- ・集中豪雨での土砂流出被害(家屋、人命被害)高浜一町丁目、二丁目
- ・同土砂流出被害 新浜町 (町別防災マップ参照)

防災・減災対策は

- ・自宅周辺の地形をよく観察して災害発生の有無を確認し、発生時の避難ルートを選定では土砂の流下方向を避けることが大切です。

- ・気象情報や電子メール(モバイル松山消防)の登録による情報収集や降雨状況から危険を察知し、避難勧告・避難指示が出る前に避難することも大切です。
- ・豪雨時には防災無線が聞き取れないので、早めの避難を心掛けることが大切です。

12 災害時の情報収集 19p

- ・最悪、避難することが困難、または危険な場合は、山の反対側で2階、3階の安全な場所へ避難しましょう。**(垂直避難)**
- ・地震時に避難する場合は、山側の通路は避けて出来るだけ広い道路を使用して、また、家屋の密集した道路も避けて避難するなど、平常時から避難路を複数確認しておくことが重要です。
- ・地震・津波時の指定緊急避難場所は、ほとんどが屋外のため、降雨時には雨宿りのできる施設の整備が必要です。また、土砂災害警戒区域では地震の揺れで崩壊する恐れがあり、十分に状況を確認して避難しなければなりません。
- ・防災マップに表記してある指定緊急避難場所には、災害別の避難場所使用を看板表示してあるので、平常時から場所と表示事項を確認し、災害に応じた避難場所をご近所の皆さんと話し合ってください。

4) 昭和56年以前築の木造家屋の密集地・危険な空家が放置された町内会は

- ・新浜町、港山町、高浜町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
六丁目

想定被害は

- ・地震の揺れによる家屋倒壊とそれに伴う火災発生、避難路の遮断

防災・減災対策は

- ・昭和56年以前の木造戸建て住宅は耐震診断を行って、その結果による耐震補強工事を行うことが大切です。
- ・家屋倒壊等による人的被害を軽減させるため、寝室だけの補強工事や安全ベッド等寝る部分だけの補強も対策のひとつです。
- ・家屋倒壊による火災の延焼防止は、初期消火が最も効果がありますが、倒壊状況によって初期消火が無理な場合は、周囲の方とともに避難することが大切です。
- ・倒壊家屋内に閉じ込められた場合は、出来るだけ空間を確保して体力を温存し、周囲に救助笛で居場所を知らせて救助を待つことです。
- ・倒壊家屋により避難路を遮断された場合は、その場から早く避難できる最善の方法を考えて実行します。

(2) 社会特性

- ・人口構成は、高齢化が進んで超高齢社会になっている地区もあり、共助に大きな問題があると思われますので、平常時から地域全体での協力体制の強化や行政との連携体制を検討する必要があります。
- ・訓練や防災情報発信や出前講座の実施により、ご近所力を高めて協力体制を構築することができるよう、地域の皆さんと取り組むことが重要です。

(3) 防災マップ

- ・現在各世帯に配布している、高浜地区の町別防災マップは町内住民の防災意識を高めるため、関係者が町歩きをして作成したものです。このマップを使用して子供たちと一緒に検証し、状況に応じて修正しながら使いやすい・わかりやすいマップにすることが大切です。 (配布済みマップの防災関係者宅、一部の避難場所等は現在変更あり)
- ・改訂版のマップは、より詳細な防災情報を加えて作成し、集会所や防災会役員に配布して住民の啓発活動に使用できるようにしています。
- ・今後は災害別避難対策用や災害時避難行動要支援者対策用の支援マップを住民の方々とともに作成できるように進めていきます。

※ 資料防災マップ参照(地区・松ノ木～六丁目)

地区防災マップには5mラインが明示してあります。

4 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制(班編成)

昼間と夜間で防災活動を行う住民が異なることを踏まえて平常時、災害直前、災害時及び復旧・復興期に分けて、地域住民等の経験や年齢等を考慮して防災活動の体制(班編成)を再編成できるよう防災会ごとに協議しながら進めていきます。

(2) 平常時の活動

自助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・家屋の耐震確認・・・耐震診断結果による補強等の検討
- ・家庭内の防災対策・・・家具類転倒落下等の防止処置
- ・家庭内備蓄の実施・・・7日間(使用しながら備蓄するローリングストック法)
- ・家族防災会議の実施・・・避難場所の確認、連絡方法の確認
- ・非常時持ち出し品の整備・・・中身の確認と置き場所の選択
- ・自宅周辺の危険箇所確認及び改善・・・ベランダ、ブロック塀等
- ・自宅や職場からの避難ルートの確認
- ・災害情報の収集と非常時通信手段の確保
- ・避難済み表示方法の検討

共助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・防災会組織の再確認と向こう三軒・両隣りの関係充実
- ・防災調査表による台帳整備と情報管理

※ 10 防災調査の基本事項を参照 17p

- ・台帳の有効使用と人材台帳の整備及びネットワークの確立
- ・避難行動要支援者台帳と支援協力者台帳による支援体制の確立
- ・地域コミュニティ内への情報伝達と情報共有での意思疎通
- ・防災行政無線の利用範囲確認と利用不可世帯への連絡手段確認
- ・地域内企業や各種団体との協力体制の協定を推進する

(3) 発災直前の活動

自助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・情報収集方法の確認
- ・情報発信及び連絡体制の確立
- ・状況把握による避難判断、避難行動のシミュレーション

共助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・情報発信及び連絡方法の実践
- ・避難行動時におけるご近所状況の確認方法実践
- ・救助用資機材の取り扱い実践

(4) 災害時の活動

自助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・避難行動の実施
- ・避難時の安全確保
- ・災害時に身を守る方法等の習得

共助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

*** 災害発生時の防災士は自己被災がない場合や職場での緊急活動がない場合はできるだけ地域支援の防災リーダーとしての活動を行ってください。**

- ・自主防災組織や地域の人材の活用、連携の指示
- ・避難所開設、運営に関する指示
- ・要配慮者に対する避難支援協力及び指示

(5) 復旧・復興期の活動

自助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・被災地域への支援活動に参加します。

共助に関する活動として、以下の活動に取り組みます。

- ・行政関係者や学識経験者と連携して、速やかな復旧・復興活動を進めます。

(6) 市、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

・昼間の共助力を強化するために、市、消防団、各種地域団体、ボランティア等に指導、連携を依頼するとともに、協定等の締結を検討・推進します。

・地域における連携機関団体は

- | | |
|-------------------|--|
| ① 保育園・小学校・中学校・PTA | ⑩ 地元企業 (松山観光港ターミナルビル(株)
富士電線(株)・JA松山新浜支所) |
| ② 公民館・体育協会 | ⑪ 福祉施設 (ウエルケア高浜・
梅津寺ヒルズすみれ) |
| ③ 社会福祉協議会 | ⑫ 西消防署 |
| ④ 民生児童委員協議会 | ⑬ 西警察署 |
| ⑤ 高齢者クラブ連合会 | ⑭ 市危機管理課・地域防災課 |
| ⑥ 町内会連合会 | ⑮ 愛媛大学防災情報センター |
| ⑦ 消防団高浜分団 | ⑯ 地区内病院・スーパー・コンビニ |
| ⑧ 交通安全協会高浜支部 | 運送業者・土木建築業者(重機等所有者) |
| ⑨ 女性防火クラブ | |

5 実践と検証

(1)防災訓練の実施・検証

防災訓練は毎年継続して行い、住民の参加と体験を促して災害に対する心構えと防災・減災への知識と意識を習得することを目的とします。

災害時の自助力、共助力を向上させるための次の訓練を実施します。

1) 避難訓練

2) 避難所運営訓練 **※ 9 避難所開設のフローチャート参照 16p**

※ 資料 避難所開設・運営手順を参照 27p

3) 総合防災(体験)訓練

資機材を使用した体験訓練(消火訓練・救出訓練・救急救命訓練等)を実施し訓練後のアンケートや反省意見等を解析しながら、より良い訓練内容を協議しながら進めます。

(2)防災意識の普及・啓発

住民の防災意識を向上させるために開催している、防災出前講座や講習会等を通して防災情報の発信を継続して行います。

また、情報発信側である防災士会の定例勉強会も継続し、リーダーとしてのスキルアップを図るとともに地域住民への防災啓発活動を進めて行きます。

講習会等は

- ・地域の危険箇所の把握や確認をするクロスロードゲーム・災害図上訓練(DIG)
- ・避難所運営の問題点を理解するための避難所運営ゲーム(HUG)
- ・災害発生時や緊急時に対応できるような救急救命講習
- ・ペットの同行避難に関する講習会

などを開催し、地域住民全体の自助・共助力の向上を進めて行きます。

(3)計画の見直し

この地区防災計画は、今後の訓練や諸事情に基づき地区連合会や連携関係機関、団体と協議しながら適宜見直します。

(4) チェックリストの作成と検証

防災対策等に関するチェックリストを作成し、このリストを基に各項目を確認しながら安全確認等を進めていきます。

資料 チェックリスト参照 31p、32p

6 自治体、気象台よりの避難行動情報

洪水・土砂災害・高潮災害・津波災害の情報は次のとおりです。

1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難行動要支援者など避難に時間がかかる方は、避難行動を開始しそれ以外の方は避難準備を開始する。

2) 避難勧告

人的被害が発生、該当地域に居住するすべての方は、避難所へ避難を開始する。

3) 避難指示(緊急)

人的被害が発生する危険性が非常に高い状態、ただちに避難を開始する。

4) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨で、その地域または近くで災害の発生する事態が生じている。

5) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に発表。

6) 特別警報

数十年に一度の発生が予想される事項で(大雨・暴風雨・高潮・波浪)等があり警報が発表されたら、ただちに命を守る行動を取って下さい。

大津波警報も特別警報に位置付けされます。

※大雨の場合

・降雨・・・気象情報、空の変化に注意

・雨が強くなると・・・注意報発令

(県基準) (1時間雨量30mm総雨量60mm・3時間雨量50mm・24時間雨量100mm・・・平地)

最新の避難情報に注意して災害に備えた早めの避難を行う。

・大雨が降り続くと・・・警報発令

(県基準) (1時間雨量50mm総雨量90mm・3時間雨量100mm・24時間雨量200mm・・・平地)

自治体が発表する避難情報を聞いて、必要に応じた早めの行動を取るとともに特別警報が出てなくても早め早めの避難を行う。

・さらに激しい大雨が続くと・・・特別警報

非常事態なので直ちに命を守る行動をとり、避難所へ避難する。

避難や外出が危険な時は、家の中で少しでも安全な場所へ移動(山、河川の反対側の2階、3階へ)する。

垂直避難

特別警報の発表基準

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ①大雨 | 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
| ②暴風・高潮・波浪 | 数十年に一度の台風等により暴風・高潮・高波が予想される場合 |
| ③津波 | 高いところで3mを超える津波が予想される場合 |
| ④火山噴火 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 |
| ⑤地震 | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 |

7 緊急時の連絡先

公共機関電話番号

気象庁ホームページの閲覧に慣れてください！！
気象に関するデータ、資料が役立ちます。

* 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/>

・松山气象台(危機管理官室) 089-941-6293

* 愛媛県ホームページ <http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

・県防災危機管理課 089-912-2335

・県河川課 洪水等 089-912-2670

・県砂防課 土砂災害 089-912-2700

* 松山市災害防災情報

<http://www.bousai.city.matsuyama.ehime.jp/>

・松山市役所 代表 089-948-6688

・松山市災害対策本部 089-987-7000

・松山市危機管理課 089-948-6794
089-948-6793

・市消防局 089-926-9200

・市消防局地域防災課 089-926-9218

・西消防署 089-951-0894
西部支署 089-973-7522

・中央消防署 089-926-9222
城北支署 089-979-5081
北条支署 089-993-1818

・東消防署 089-933-0876
城東支署 089-945-0955

・南消防署 089-957-8615
東部支署 089-933-0876

・松山市保健所 089-911-1800

・県中予保健所 089-909-8755

・西警察署 089-952-0110

・高浜交番 089-951-1970

・三津交番 089-951-2419

・三津港務所	089-951-2148
・三津浜支所	089-651-1157
・松山海上保安部	089-951-1196
・伊予鉄道(株)	松山市駅 089-948-3329 高浜駅 089-951-0904
	梅津寺駅 089-951-0487 三津浜駅 089-951-0071

地域内主要電話番号

・高浜小学校	指定避難所	089-951-0321
・高浜中学校	指定避難所	089-951-0475
・高浜公民館	指定避難所	089-952-5235
・松山観光港	避難場所(立駐)	津波・土砂災害 089-967-6667
・富士電線(株)		089-952-0052

市内総合病院電話番号

・日赤病院	089-924-1111
・県立病院	089-947-1111
・松山市民病院	089-943-1151
・済生会病院	089-951-6111

市内電・通・ガス等電話番号

・四国電力	停電等	089-941-6140
	大規模災害時	0120-459-272
・四国ガス	代表	089-945-1211
・大一ガス	代表	089-941-7938

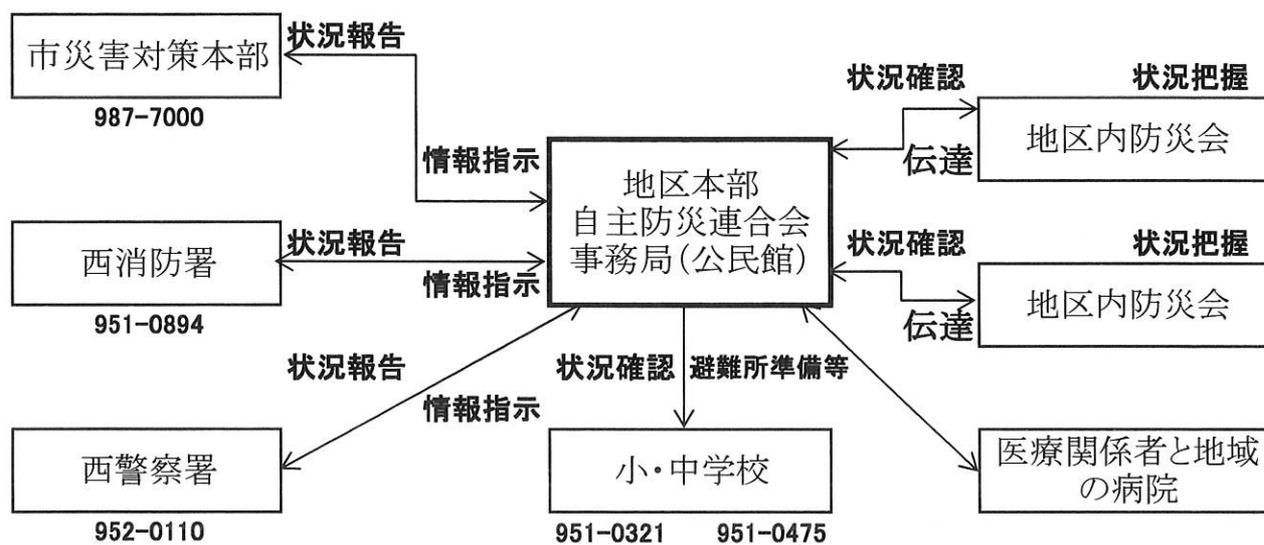
※地域におけるガス関係は各取引販売店が対象となります。

市内緊急情報案内電話番号

・火災等災害の問い合わせ	089-925-6622
・救急病院問い合わせ	089-925-6633
・警察	110
・火事、救急、救助	119
・海上事故	118

8 災害時の連絡体制

災害発生時の地区防災拠点は高浜公民館とし、各防災会との状況把握と市対策本部及び関係機関との連絡等を行うことを基本とする。



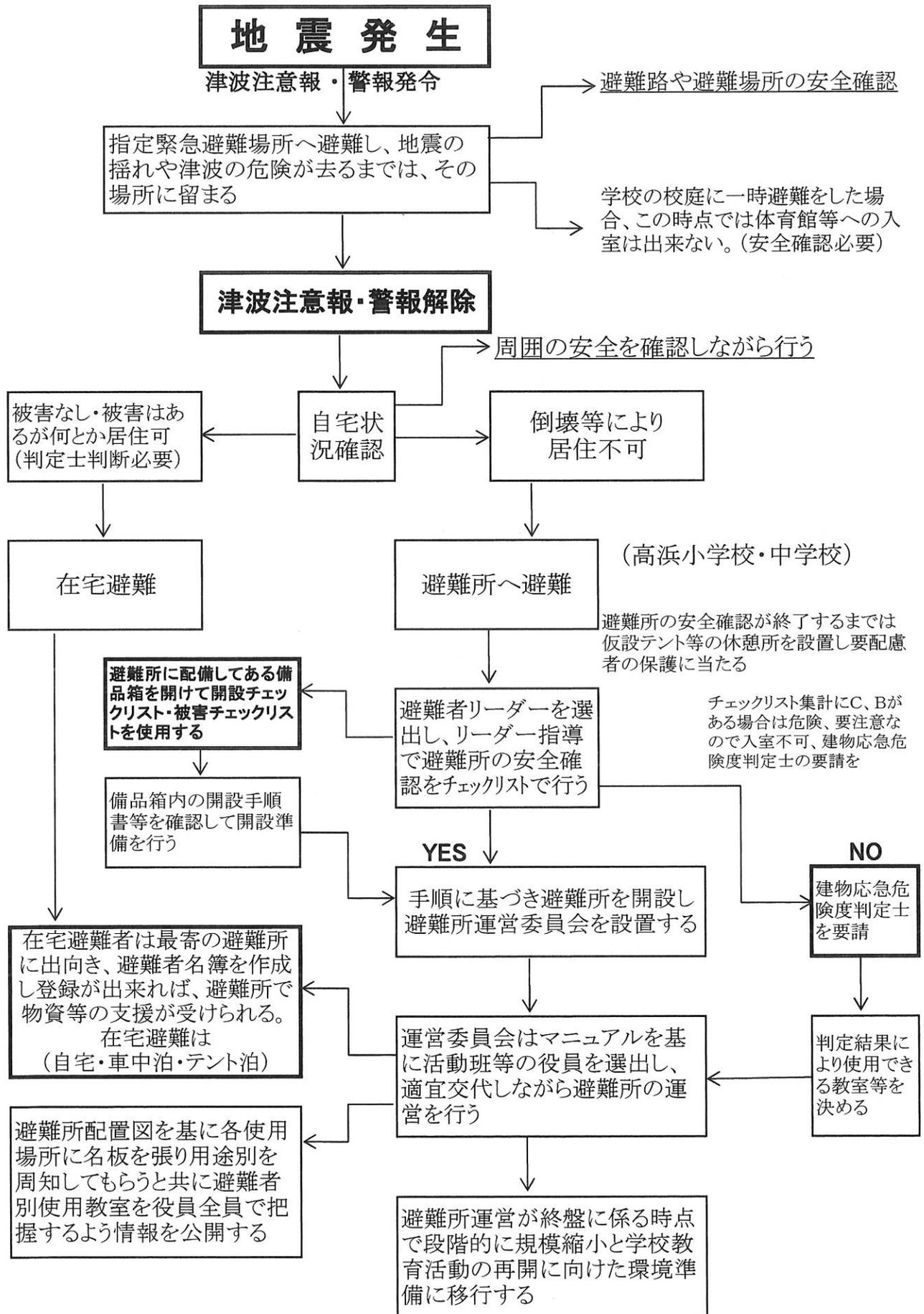
災害発生時の防災士の行動は・・・

- 1) 自分と家族、職場での状況把握と救助救出支援。
- 2) 地区本部を設置する行動を開始する。

基本連絡体制は・・・

- 1) 公民館使用可で地区本部が設置できる場合は、上記連絡体制を確立する。
- 2) 公民館使用不可の場合は学校校庭に本部を設置する。
- 3) 本部(事務局)は会長・副会長が当たる。
- 4) 各防災士は防災会(町内会)での状況把握等を行い本部へ状況報告をする。
- 5) 本部は各防災会からの情報を受けて対策本部や各関係機関へ状況報告をする。
- 6) 本部は関係機関との連絡、情報指示を受けて防災会へ指示、伝達する。
- 7) 本部は地域内の状況を把握後、資機材等の使用や避難所開設等を協議して開設時には支援指導等を行う。

9 避難所開設のフローチャート(地震時)



※小中学校には避難所運営備品として必要品をボックスに入れて配備してある。

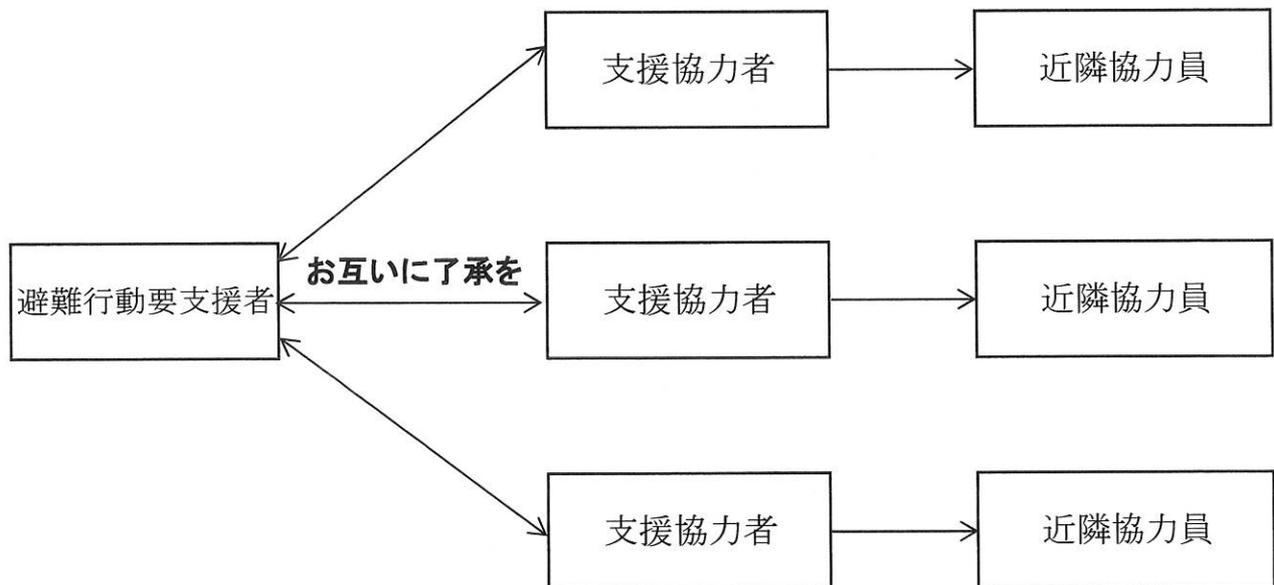
10 防災調査の基本事項

- ・防災調査表及び作成台帳は個人情報なので、取扱いに関しては防災士及び防災関係役員が責任を持って保管、管理してください。
- ・役員が交代される場合は必ず申し送りをお願いします。
- ・防災調査表を新しく提出された方や、変更(転居、入居、死亡)があった場合は修正し改訂版を整備してください。

※調査表や台帳データは連合会長(事務局)のパソコンで一元管理してあるので、変更等があった場合には報告受理後速やかに修正し台帳として関係者に返送します。

災害発生時にはこの台帳を使用して避難行動要支援者の支援をお願いします。

避難行動要支援者の方々に対しての支援体制確立には、支援協力者台帳より複数人選んで支援協力をお願いし了承を得てから、近隣協力員の台帳に記入願います。



地図に記載して使用確認する訓練も重要です。

人材台帳を整備することによって、支援協力者同士の顔が見えネットワークを構築することができ、地域コミュニティがより広がってきます。

特に医療関係者のネットワークが構築できれば、平常時より要配慮の人達に対する支援体制等を協議・検討することができます。

防災会役員の方々は地域各団体(民生・社協・高齢者クラブ・福祉施設・公民館 地元企業)等とのコミュニケーションをとり、種々の情報等を共有して、意思の疎通がスムーズに図れるように心掛けてください。

11 自然災害への対応策

(1)地震（揺れに対する対策）

※緊急地震速報

震源に近い地震計で最大震度5弱以上と推定される場合に、震度4以上の強い揺れが予想される地域を瞬時に知らせる！

- ・家屋の耐震診断と耐震補強 寝室の対策(ミニ耐震、プチ耐震)
- ・室内の転倒、落下防止対策 家具類、電灯、食器類、ガラスに飛散防止
- ・寝室の枕元には懐中電灯、履物等の準備も

(2)津波（早めの避難）

- ・地震とセットで起きることを認識する 避難場所や経路の確認
- ・非常持ち出し袋の準備
- ・避難は(より遠くへ)ではなく、(より早く・高くへ)が原則です。
- ・避難したら津波の危険が去るまでは、その場所に留まる

(3)台風（情報確認と早めの準備）

- ・気象情報の確認 雨、風に対する早めの対策(家周囲の片付け等)
- ・市や消防よりの警報等により早めの避難(不要な外出は危険)
- ・家の中で台風が通過するまで待機することも大切です。

(4)大雨（家周辺の地形確認）

- ・内水氾濫の知識と降雨状況、災害発生の目安を認識することが重要です。

内水ハザードマップ2p、～7p参照

- ・集中豪雨による浸水被害 周囲の道路より低い敷地や横に水路がある敷地では浸水の可能性あり（敷地内の排水桝清掃、水路の清掃等）
- ・河川や用水路には近づかない。
- ・アンダーパスは冠水の危険性があるため通行しないようにする。

内水ハザードマップ10p、～29p市内地図参照

(5)土砂（家周辺の地形確認と気象情報の確認） 防災マップ10p、11p

※がけ崩れ(急傾斜地崩壊危険箇所)

※土石流(土石流危険溪流)

※地すべり(地すべり危険箇所)

- ・豪雨と土砂災害の情報確認 降雨量や時間降雨量による危険度確認
- ・自宅が谷筋、山裾、がけ下、河川の近くの場合は特に注意が必要
- ・自然現象(水の濁り、小石の落下、においや音)に注意し危険と思ったら直ちに避難
(外が危険な場合は建物内で垂直避難を)
- ・自治体よりの避難情報収集 早めの避難が鉄則(夜中の避難は危険)
- ・危険を感じたら警報が出てなくても避難することも大切

(6) 洪水 (ハザードマップの確認)

※マップは参考資料として活用を

- ・内水氾濫とは、河川の水位が高くなり、排水できないために下水管の排水能力を超えて道路や敷地内が浸水し、床下、床上浸水の被害が発生すること。
- ・水深50cmでは歩行困難 流水時は水深30cmでも歩行困難となる。
- ・道路上のマンホールや水路の位置が確認できないため落ち込む事故が発生するので、長い棒状のもので位置を確認しながら通行するか、他の道路を使用することが事故防止につながる。
- ・アンダーパスは冠水の危険性があるため通行しないようにする。

(7) 竜巻 (積乱雲に注意)

- ・発達した積乱雲が近づいてきたり、急に空が曇ったり天気が急変した場合は丈夫なビル等に避難することが大切です。

12 災害時の情報収集

日頃から防災情報入手の手段を確認

- ・テレビ、ラジオの利用
- ・市町のテレホンサービス(防災行政無線の内容を電話でも確認できる)
- ・県市町ホームページ(災害情報、避難情報を掲載している)
- ・緊急速報メール(避難勧告などの緊急速報が一斉送信される)
- ・防災行政無線(屋外スピーカーで緊急情報を放送する)
- ・SNS(ツイッターやフェイスブックに災害情報、避難情報を配信する)
- ・災害伝言ダイヤル(171)の利用を
- ・愛媛県防災メール(地震、津波、気象注意報、土砂災害警戒情報や市町からの避難勧告・避難指示、避難所開設などの防災情報や緊急のお知らせを電子メールで配信するサービス)

登録方法(登録用アドレスに空メールを送信・登録)

登録用アドレス(bousai.ehime-pref@ehime-pref.ktaiwork.jp)

QRコードを利用することもできます

県防災危機管理課防災情報グループ

tel 089-912-2318

・モバイル松山消防(市民向け災害情報メールサービス)

登録方法(登録用アドレスに空メールを送信・登録)

登録用アドレス(mty@mpx.wagmap.jp)

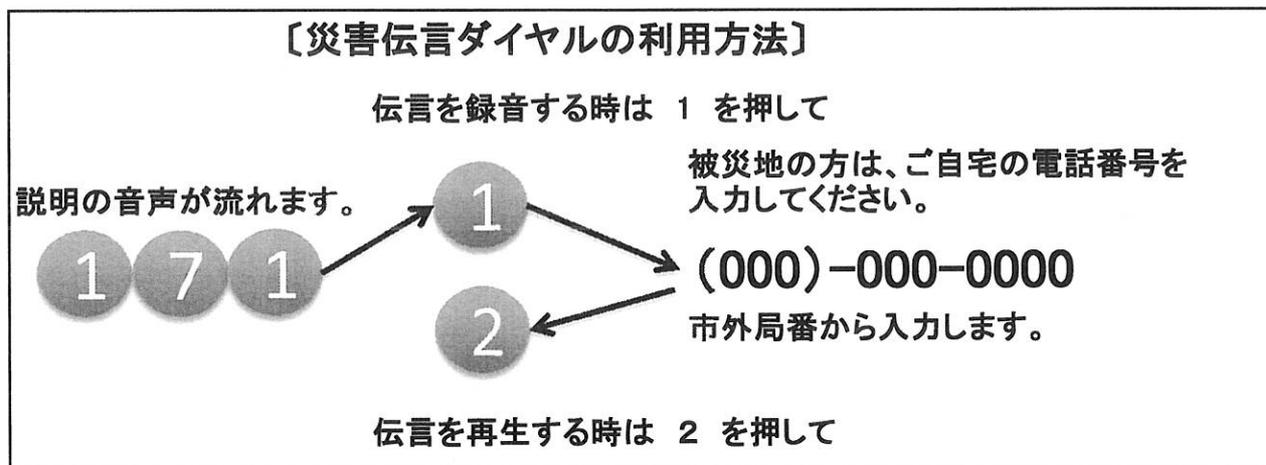
tel 089-926-9103

松山市消防局通信指令課

**※防災行政無線が聞こえない場所のみなさんは
無線以外の情報収集手段を確認しておいてください。**

災害時の安否確認は災害伝言ダイヤル(171)を利用する。

※震度6以上の地震など大きな災害が発生したとき、携帯電話上に災害用伝言板が設けられます。



伝言の録音	伝言の確認
①トップ画面の(災害用伝言板)を選択	①トップ画面の(災害用伝言板)を選択
②(災害用伝言板)の画面から(登録)を選択	②(災害用伝言板)の画面から(確認)を選択
③伝えたい項目を選択(書き込みもできる)	③相手の携帯電話番号を入れる
④その画面で(登録)を選択	④その画面で(検索)を選択
⑤伝言の登録完了	⑤伝言の検索結果が表示される

13 関係法令

災害対策基本法(抜粋)

地区防災計画

第四十二条の二

- 1.地区居住者は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- 2.前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という)は当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3.市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4.市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5.市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

災害対策基本法施行規則(地区居住者等による提案)

第一条 災害対策基本法

第四十二条の二第二項の規定により共同して計画をいあんを行なおうとする者はその全員の氏名及び住所(法人あつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

- 一 地区防災計画の素案
- 二 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

災害対策基本法施行規則(参考)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

第二条 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条

3. 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、地町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

資料

- ・ 地区内防災資機材一覧表
- ・ 防火水槽(メガポット)取扱い
- ・ 避難所開設・運営の手順・避難所配置図(小学校-中学校)
- ・ 防災カルテ
- ・ 防災チェックリスト
- ・ 土砂災害計画区域図
- ・ 防災マップ(地区防災マップ・町別防災マップ)

※避難場所の表記変更

・一時避難場所 ⇒ 指定緊急避難場所
(町別防災マップに表記)

* 指定避難所 : 保育園・小学校・中学校・公民館等

※[土砂災害警戒情報]が高齢者避難準備情報・避難勧告及び避難指示を出す目安となりますので、この情報が出たら注意をして次に出る情報を確認して下さい！！

倉庫内資機材一覧表

倉庫-2(左側)

h30.3現在

番号	資機材名	数量	備考
1	発電機	1	
2	投光器	2	架台共
3	コードリール	2	30m
4	携行缶	3	20L 1、10L 2
5	組立式リヤカー	1	
6	チエンブロック	2	
7	ジャッキ類	11	油圧、パンタグラフ
8	車いす	2	
9	消火バケツ	9	
10	サンダー	5	
11	丸鋸	1	
12	チエンソー	1	エンジン式
13	かんたんテント	1	3.0×3.0
14	簡易ベッド	2	
15	ブルーシート	24	2.7×5.4 休憩所周囲用
16	ブルーシート	8	3.6×5.4 休憩所床用
17	ブルーシート	18	5.4×5.4
18	ブルーシート	10	5.4×7.2
19	土のう袋	900	
20	パーソナルテント	1	車椅子使用ほか
21			
22			
23			
24			
25			
26	小道具類		モンキー、パイプレンチ、ハンマー、クリッパー、スパナ類、サンダー

公民館

1	鍋	4	大3・小1・おたま4
2	釜	2	ガス用1・薪用1
3	カセットコンロ	3	
4			

地区配備の防災資機材(保育園・小中学校・公民館)

1	折り畳み式リヤカー	5	
2	発電機	5	
3	ハルーン式照明灯	5	
4	簡易トイレ	5	
5	パーソナルテント大小	5	
6	トイレ用肘掛	5	

備蓄品一覧表

倉庫-2(右側)

h30.3現在

番号	品名	数量	購入年月日	使用期限	備考
1	非常用簡易トイレ	10セット	h27		5回分袋+凝固剤/個あたり
2	トイレ用テント	10基	h27・h29.3		
3	凝固剤	200	h27・h29.3		400cc用
4	凝固剤	1180	h27・h29.3		600cc用
5	水洗ポータブルトイレ	1個	h29.3		水24L用
6					
7					
8					
9	ポリタンク	13			20L
10					
公民館					
1	毛布	180枚	h28.8		松山市危機管理課より
2	保存水	864本	h28.8	2023	500cc 一部中学校に移動
3	食料	320食	h28.8	2021	調理不要食
4	食料	1000食	h28.8	2021	アルファー米
5	日用品	350セット	h28.8		
6	飲料水用袋	1000枚	h28.8		
7	救急箱	100人分	h28.8		
8					
9	炊き込みご飯	300食	h29提供		50食分一括/箱(アルファー米)
10	活動班ビブス	31枚		活動班4セット分	
11	AED	1台	h19		
12	3段梯子	1台	h19		
13	救急箱	1	h19		
	飲料水	200本			訓練時物資
	ハンドマイク	1			
中学校体育館向かって左の2階					
1	災害用毛布	61枚	h28.1		
2	ダンボール(床用)	150枚	h28.h30		1m×2m
3	保存水	480本	h28.8	2023	500cc 公民館より一部移動
4	ダンボールベッド	3セット			
高浜一丁目集会所の倉庫-1					
1	毛布	15枚			地元より
2	ブルーシート	5枚			
防災チラシ(マップ:開設手順書)		500枚	h28.3	順次配布中	NPOより 公民館

操作室内



塩素発生時の気泡⑦

滅菌装置



プロパンガス用発電機 ①②③④



2m離してセット

タンクからの給水バルブ⑥



水槽への給水は自動的に満水となる⑪⑫



造水槽⑦

配水バルブ⑧

発電機燃料用
ガスボンベ①

残留塩素濃度計⑨



発電機 ガスホース・照明コード接続③⑤



操作盤



給水バルブ⑥



メガポット取扱い説明

消防水槽 60 t (メガポット) 防火・生活用水・造水機能

殺菌作用：タンク内の殺菌・・・紫外線電球で

造水機能：取り扱い操作の解説・説明の勉強会

操作順番

- 1) 発電用のガスボンベと発電機を取り出しセットする
- 2) 発電機とボンベは2 m程度離してセットする
- 3) 発電機にガスボンベのホースをセットし発電機を作動させる
- 4) 作動にはホース内にエアーがあるためしばらくかかる
- 5) 室内照明用のコードを発電機に接続し照明をつける
- 6) 給水バルブを開けて造水槽に給水する
- 7) 造水槽に給水された水は塩素殺菌されながら満タンになる
- 8) 配水バルブをあけてポリタンク等に給水する
- 9) 塩素滅菌状況が不足しているとブザーが鳴り続ける
- 10) その場合は少し時間を置くか食塩を加えれば滅菌できる
- 11) 容量60 tは6600人が3日間飲料出来る量である
- 12) 水道管が破損しても3日間は6600人が使用できる

*水1 tは1000リットルなので60 tは60.000リットル、1人1日3リットルなので60.000リットルだと20.000人分、3日間だと6.666人分(飲料水の場合)

避難所開設・運営の手順

初動期(発災直後～)

避難所開設	
1) 避難住民の集合(グラウンド等)	
2) 避難所施設(体育館・校舎)の安全確認	
3) 施設の解錠	
4) 避難所内の区画割り	
5) 受け付けの設置	
6) 避難住民の受け付け(避難者名簿作成)	
7) 避難所への入所	
8) 立入り禁止区域の設定	
9) 放送設備の点検	
10) トイレの点検	
11) 避難所ルールの掲示	
12) 避難者名簿のとりまとめ	
13) 広報・避難所開設を地域住民に周知	

※避難所は建物の安全が確認されるまでは中に入れないので、それまではグラウンド等で待機する事が起こります。待機中はテント休憩所を設置し使用することが必要です。

避難所運営委員会の設置

委員会の構成員

会長・副会長・組の代表者(組長)・活動班の班員・市担当者・施設管理者

会長・副会長

避難所運営委員会の業務を総括、またはこれを補佐するために専任された方。

班長

活動班の責任者

組長

区画、部屋ごとの代表者で配給や当番等の業務を行う。

避難者リーダー

避難所開設時に避難者を代表する人で、避難した町内会長や自主防災の会長が当たる。避難所運営委員会が設置されると、リーダーの役目を移行し任務は終了する。

※避難所のみなさんは『避難所における共通ルール』を守って下さい。

※各役員は連携し避難所運営を円滑に行うようにして下さい。

避難所開設の責任者は①市の担当者②施設管理者③避難者リーダーが当たります。

展開期(発災後2日～3週間)

避難所運営	
1) 避難所運営委員会の設置	
2) 組の編成(組長選出)	
3) 各組から活動班の選出(活動班8班)	
4) 避難所での仕組みや規則に従った日常生活を確立する	

※避難所開設後の混雑が一段落ついた時点で、避難所運営マニュアルを確認しながら運営を進めて行くようにしましょう。

安定期(発災後3週間以降)

避難所運営	
1) 避難所の秩序維持	
2) 避難所運営委員会の各活動班の活動維持	
3) 多様化、高度化する被災者ニーズへの対応	

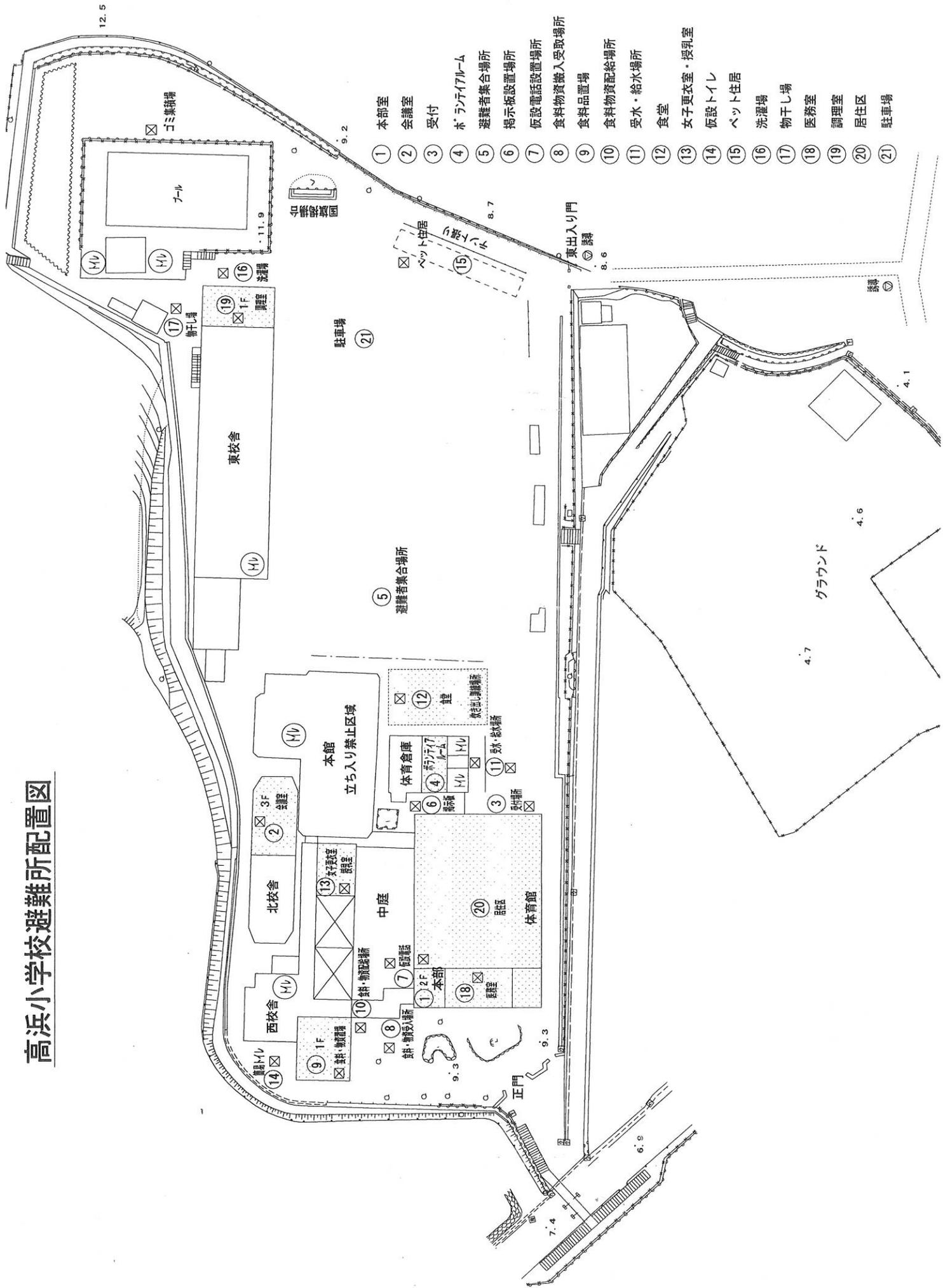
※活動班の役割(班員は健康状態等を考慮し、適宜交代する)(班員の区別はベストの色分けでも確認)

撤収期(3週間以降)

避難所閉鎖	
1) 仮設住宅や長期受入れ施設の斡旋	
2) 避難所の段階的な集約化規模縮小	
3) 避難所施設本来業務の再開に向けての環境準備(学校教育活動の再開)	

総務班	避難所運営全般の取まとめ・対策本部への対応・報道機関への対応 必要に応じて居住スペース移動の計画検討、実行
 被災者管理班	避難者名簿作成・管理・安否確認への対応・電話・呼び出し・郵便物取扱い・避難者、在宅避難者の登録・退所者之確認・名簿管理
 情報広報班	避難者向け生活情報の収集、発信、伝達・来訪者への対応
 施設管理班	施設の安全確認と危険箇所への対応・防火・防犯活動
 食料物資班	食料、生活物資の配給・管理・不足物資の要請、受け入れ 在宅避難所への食料配布
 救護班	医療、介護への対応・高齢者、障がい者等要支援者への対応 女性への対応・外国人への対応
 衛生班	トイレ、ごみ、避難者の健康管理・防疫・避難所内の清掃・整理整頓 子供達への対応・ペット対策
 ボランティア班	ボランティアとの調整等

高浜小学校避難所配置図

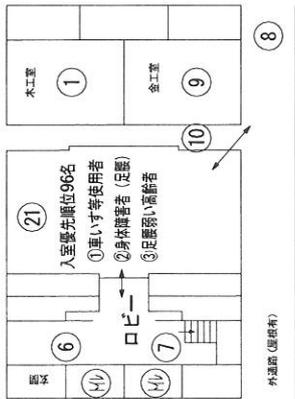


- ① 本部室
- ② 会議室
- ③ 受付
- ④ ホール
- ⑤ 避難者集合場所
- ⑥ 掲示板設置場所
- ⑦ 仮設電話設置場所
- ⑧ 食料物資搬入受取場所
- ⑨ 食料品置場
- ⑩ 食料物資配給場所
- ⑪ 受水・給水場所
- ⑫ 食堂
- ⑬ 女子更衣室・授乳室
- ⑭ 仮設トイレ
- ⑮ ペット住居
- ⑯ 洗濯場
- ⑰ 物干し場
- ⑱ 医務室
- ⑲ 調理室
- ⑳ 居住区
- ㉑ 駐車場

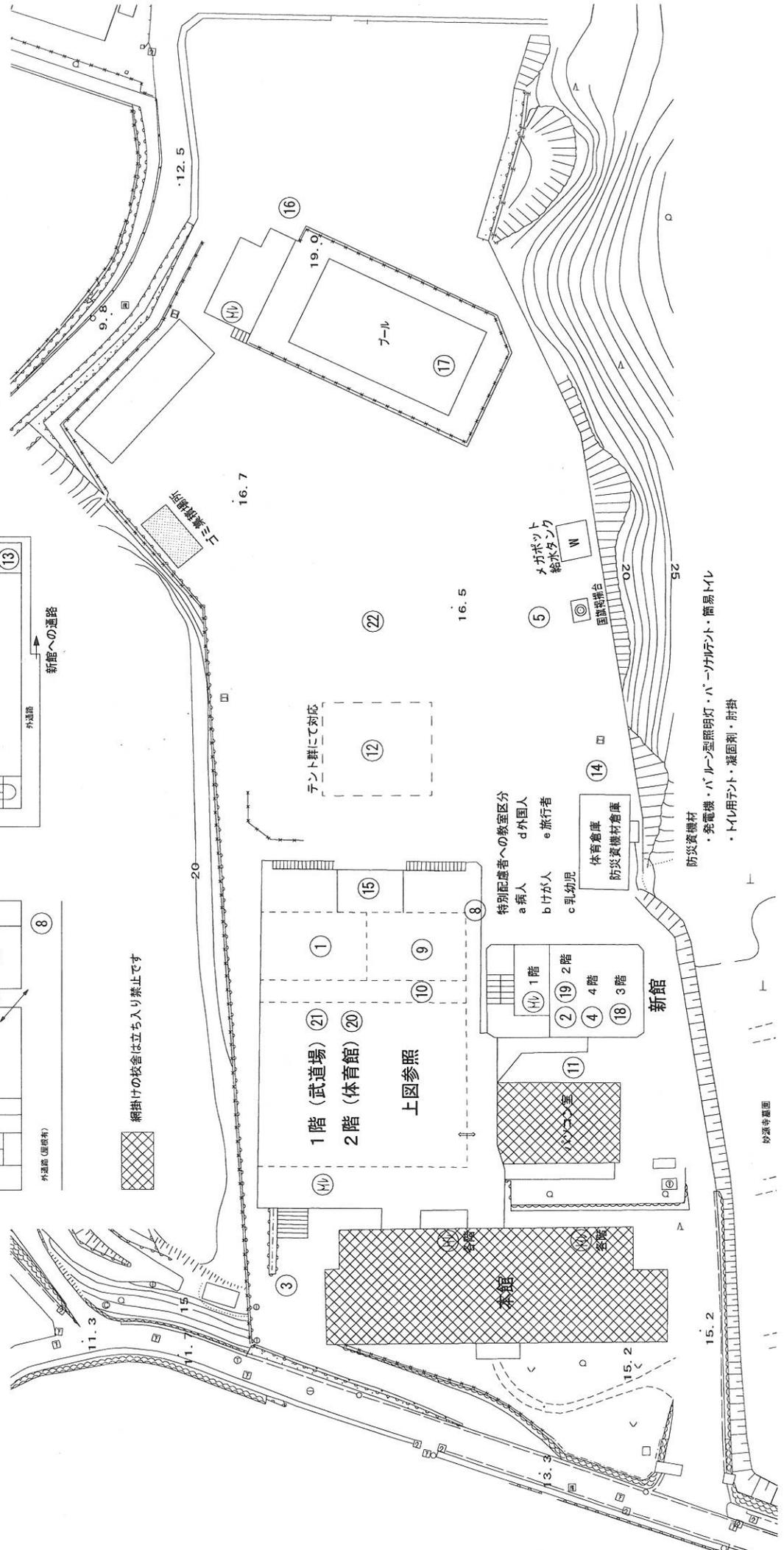
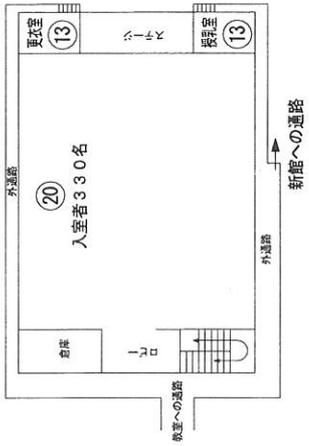
高浜中学校避難所配置図

- ① 本部室
- ② 会議室
- ③ 受付
- ④ ホール(7階)
- ⑤ 避難者集合場所
- ⑥ 掲示板設置場所
- ⑦ 仮設電話設置場所
- ⑧ 食料物資搬入受取場所
- ⑨ 食料品置場
- ⑩ 食料物資配給場所
- ⑪ 受水・給水場所
- ⑫ 食堂
- ⑬ 女子更衣室・授乳室
- ⑭ 仮設トイレ
- ⑮ ペット飼育場所
- ⑯ 洗濯場
- ⑰ 物干し場
- ⑱ 医務室
- ⑲ 調理室
- ⑳ 第一居住区
- ㉑ 第二居住区
- ㉒ 駐車場

1階 (武道場)



2階 (体育館)



網掛けの校舎は立ち入り禁止です

特別配慮者への教室区分
 a 病人
 b けが人
 c 乳幼児
 d 外国人
 e 旅行者

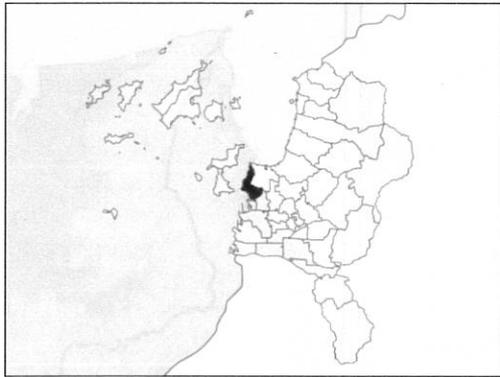
防災資機材
 ・発電機・パルン型照明灯・バーナリメント・簡易トイレ
 ・トイレ用子・凝固剤・肝掛

砂源寺裏面

【 地区別危険箇所図 - 1 】

地区名	高浜	地区面積(km ²)	4.57
-----	----	------------------------	------

地区の位置



社会環境指標

人口	0~14歳	854 人
	15~64歳	4,523 人
	65歳以上	2,469 人
	地区総人口	7,846 人
世帯	世帯数	3,565 世帯
	世帯人員(平均)	2.20 人/世帯

平成25年10月1日現在

避難行動要支援者	高齢者	181 人
	身体障がい者	26 人
	知的障がい者	22 人
	精神障がい者	1 人
	難病患者	1 人
	避難行動要支援者総数	231 人

平成26年3月31日現在

道路延長		
道路幅員別延長	4m未満(細街路)	7,359 m
	4m以上	16,175 m
	延長合計	23,534 m
	細街路比率	31.3 %

平成26年2月18日現在

外国人	12 人
-----	------

平成26年8月1日現在

防災関連施設	
備蓄倉庫	0 棟
水防倉庫	0 棟
広報サイレン	7 ヶ所

建物構成			
建物構造	木造	昭和35年以前	481 棟
		昭和36-55年	1,192 棟
		昭和56年以降	1,510 棟
建築年代別	非木造	昭和35年以前	3 棟
		昭和36-55年	181 棟
		昭和56年以降	393 棟
建物総数		3,760 棟	

平成25年現在

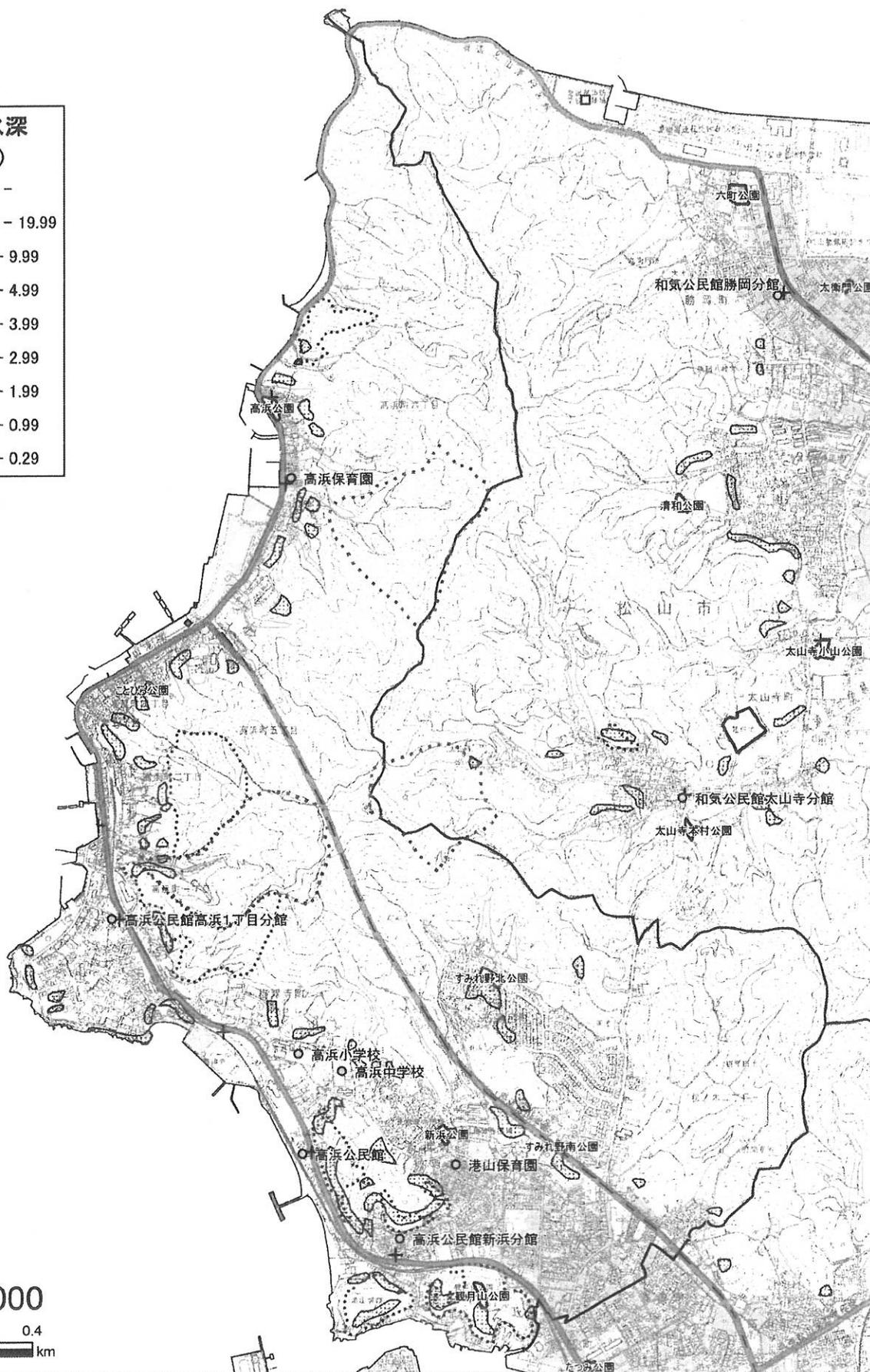
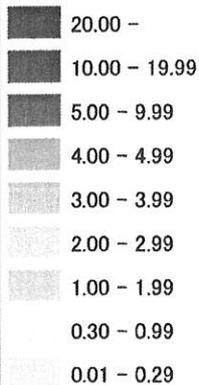
市役所・支所					
警察機関	高浜交番				
消防機関					
主な医療機関					
指定緊急避難場所	ことひら公園	新浜公園	高浜公園	すみれ野北公園	すみれ野南公園
	観月山公園				
指定避難所	高浜小学校	高浜中学校	港山保育所	高浜保育所	高浜公民館
	新浜分館	高浜1丁目分館			
福祉避難所					

防災対策の課題

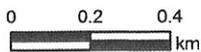
○木造建物の比率がとて高い地域で、火災発生の可能性が高いと考えられます。
 ○南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大6弱の震度が想定されています。海岸部及び南端部で液状化の危険性が極めて高くなっています。
 ○南端部では津波浸水の危険性もあり、最大1.99mの浸水深が予想されています。
 ○急傾斜地崩壊危険箇所が地域全体に散在しており、これらの地域では土砂災害の危険性があります。
 ○近年、浸水の被害が起こっており、特に2001年と2004年で大きな被害が発生しています。



津波浸水深
浸水深(m)



1:13,000



凡例

- | | | | | | | | |
|------------------|-----------------|----------|----------|--------------|----------------|--------------------|-------|
| ◆ 市役所・支所等 | □ 指定緊急避難場所 | ⊕ 広報サイレン | ✕ アンダーパス | ■ 急傾斜地崩壊危険箇所 | *** 崩壊土砂流出危険区域 | *** 海岸・港湾水防区域 | □ 地区界 |
| ◆ 警察署、交番・駐在所、立寄所 | ○ 指定避難所 | ■ 備蓄倉庫 | — 主要避難路 | — 土石流危険渓流 | □ 地すべり危険箇所 | — 河川水防区域の内、特に危険な箇所 | |
| ◆ 消防署、消防支署、出張所 | ● 福祉避難所 | ■ 水防倉庫 | — 緊急輸送路 | *** 山腹崩壊危険箇所 | — ため池要水防備所 | *** 河川水防区域 | |
| ◆ 救急医療機関 | □ 災害時のヘリコプター着陸場 | | | | | | |

自助・共助を進めるためのチェックリストを作成し項目ごとにチェックを行いながら
安心、安全な地域コミュニティが構築できるよう活動します。

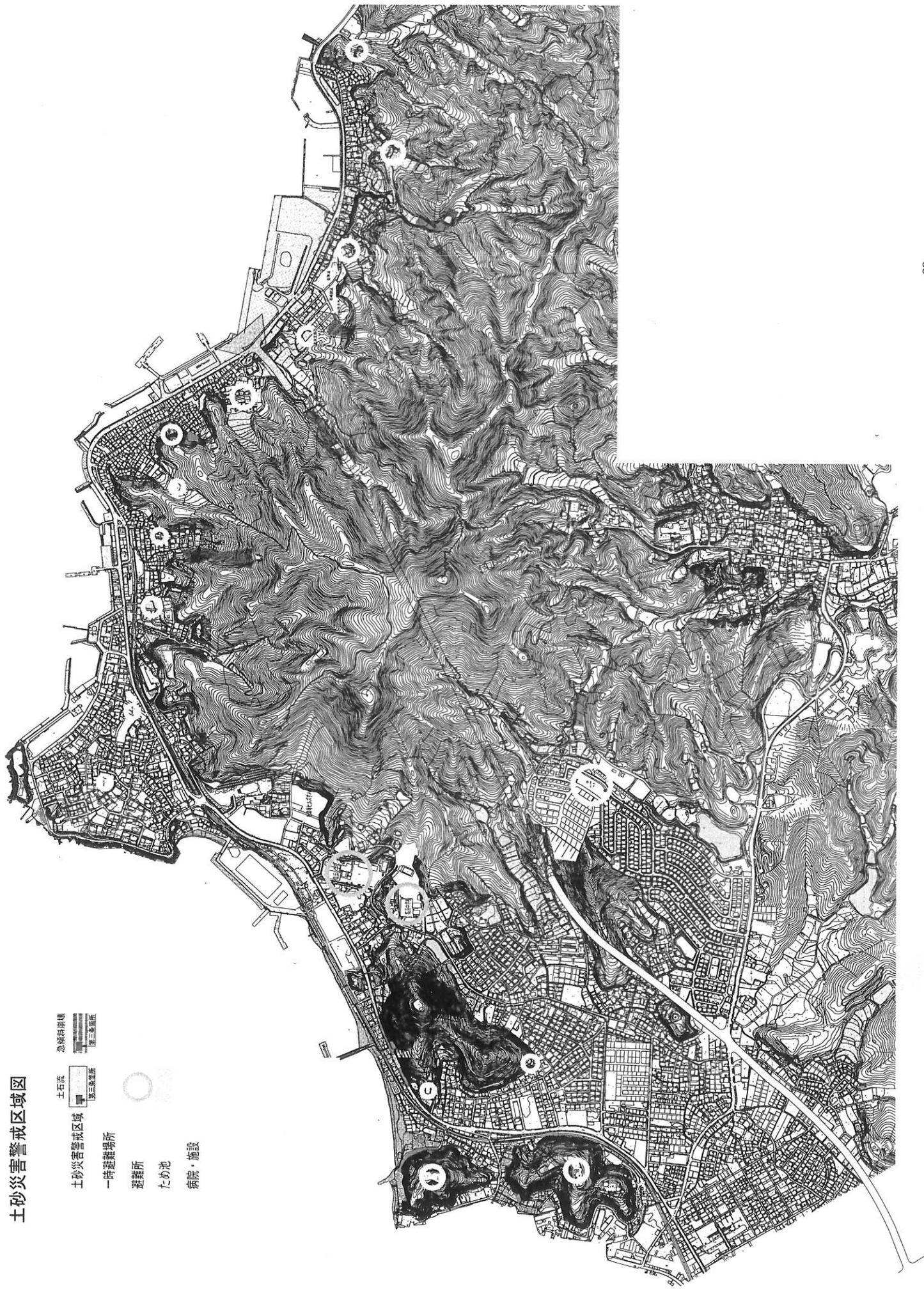
(自助編)

番号	項 目	チェック
家庭内	1. 我が家の耐震診断は終わっていますか。	
	2. 家具類の転倒、落下防止対策は終わっていますか。	
	3. 食器棚や窓ガラスの飛散防止処置は終わっていますか。	
	4. 食料や水等の備蓄は7日分完備していますか。(ローリングストック法が良い)	
	5. 非常持ち出し袋の準備は出来ていますか。	
	6. 中身の種類や賞味期限等は確認できていますか。(薬、保険証、連絡表)等	
	7. 寝室には転倒したり落下する物は大丈夫ですか。	
	8. 枕元には懐中電灯や靴スリッパ等が常備できていますか。	
	9. 災害時の役割分担や、待ち合わせ場所等の話し合いは済んでいますか	
	10. 緊急時の連絡手段は確認済みですか。	
	11. 防災マップやハザードマップは目のつく場所にありますか。	
家の周囲	1. ベランダ等に落下しやすいものは置いてないですか。	
	2. ガスボンベやエアコン機器の固定や転倒防止対策は出来ていますか。	
	3. 周囲のブロック塀はクラックや鉄筋腐食での倒壊危険は大丈夫ですか。	
	4. 外の倉庫等にも非常持ち出し品等は置いてありますか。	
	5. 出入り口付近に不要なものは置いてないですか。	
	6. 家の周囲の家屋や地形等に危険な部分はないですか。	
	7. 排水桝等の掃除は行っていますか。(排水不能で敷地が冠水する)	
生活範囲	1. 通学、通勤、買い物等の道筋で危険な個所は確認できていますか。	
	2. 避難場所や避難所と避難にかかる時間、避難経路を複数知っていますか。	
	3. 避難時には電気のブレーカーを落とすことを知っていますか。	
	4. 災害別に避難所を確認していますか。(地震・津波・高潮・洪水・土砂)	
	5. 向こう三軒・両隣りのみなさんとの親睦は図られていますか。	
	6. 防災訓練や講習会、出前講座等には参加されていますか。	

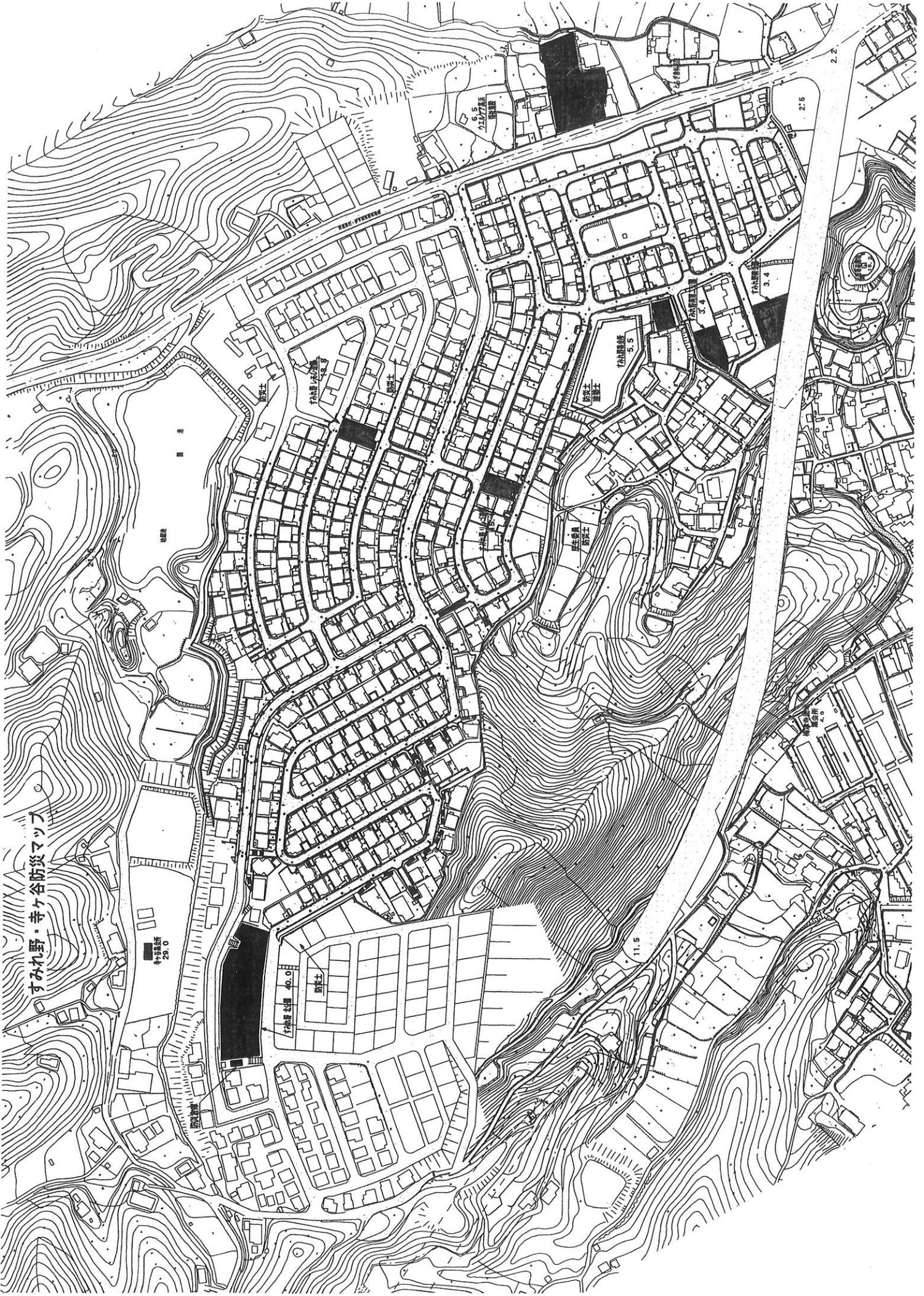
(共助編)

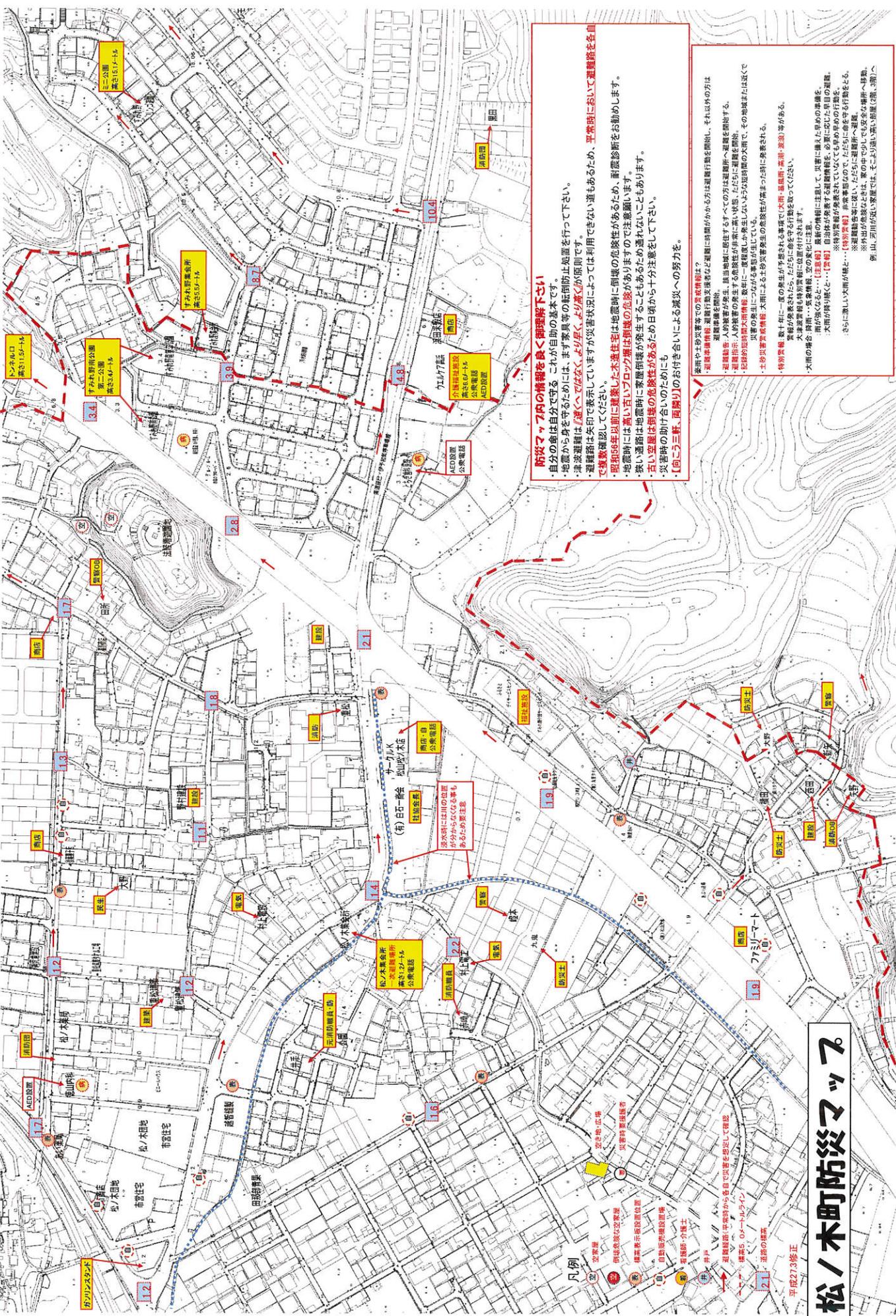
番号	項 目	チェック
町内関係	1. 町内の自主防災会がどのような活動をしているか知っていますか。	
	2. 防災会の役員さんといっしょに活動に参加していますか。	
	3. ご近所に避難行動要支援の方は居られますか。(台帳等の整備はどうか)	
	4. 町内のどこに防災資機材があるか知っていますか。	
	5. その防災資機材の使用方法を知っていますか。	
	6. 災害時にはご近所のみなさんと支援協力はできますか。	
地域関係	1. 防災倉庫や防災資機材がどこにあるか知っていますか。	
	2. 倉庫内に備蓄されている食料や資機材等を知っていますか。	
	3. 防災資機材の使用方法を知っていますか。(体験型訓練に参加を)	
	4. 避難所は建物の安全が確認できるまで入室が出来ないことを知っていますか。	
	5. 避難所の運営は避難した人たちが協力して行う事を知っていますか。	
	6. 家が傾いても住めれば在宅避難が出来ることを知っていますか。	
	7. 在宅避難をする場合は避難所で名簿登録を行うことを知っていますか。	
	8. 登録が終われば避難所で支援物資を受け取れることを知っていますか。	
	9. 被害がなかった場合は地域のみなさんと支援協力はできますか。	
地震時の避難所	1. 避難所は建物の安全が確認できるまで入室が出来ないことを知っていますか。	

土砂災害警戒区域図



すみれ野・寺ヶ谷防災マップ





防災マップ内の情報をよく理解下さい

- 自分の命は自分で守る。これが自助の基本です。
- 地震から身を守るためには、まず家具等の転倒防止処置を行って下さい。
- 津波避難は「速くへびく、より高く、より早く」が原則です。
- 避難経路は矢印で表示していますが災害状況によっては利用できない道もあるため、平常時において避難経路を自分で複数確認して下さい。
- 昭和56年以前に建築した木造住宅は地震時に倒壊の危険性があるため、耐震診断をお勧めします。
- 地震時には高い古いブロック塀は倒壊の危険がありますので注意願います。
- 狭い道路は地震時に家屋倒壊が発生する恐れがありますので注意願います。
- 災害時の助け合いのためにも、災害時の助け合いの呼びかけによる減災への努力を。
- 【向こう三軒、両隣りのお付き合い】

津波や土砂災害等の緊急情報は？

- 避難経路情報 避難行動要項や避難所情報など避難に関わる情報は避難行動を開始し、それ以外の方は避難準備を開始。
- 避難指示 人的被害の発生する危険性が非常に高い状態、ただし避難所へ避難を開始する。
- 避難勧告 人的被害の発生する危険性が非常に高い状態、ただし避難所へ避難を開始する。
- 特別警戒 数十年前一度の発生が予想される事項(大雨・高層ビル・高層マンション)等に発生する。
- 特別警戒 数十年前一度の発生が予想される事項(大雨・高層ビル・高層マンション)等に発生する。
- 特別警戒 数十年前一度の発生が予想される事項(大雨・高層ビル・高層マンション)等に発生する。

松ノ木町防災マップ

平成27年3月

!! 高浜一丁目防災地図 !!

津波影響範囲 (津波高さ3.5m)
津波の高さは地形によって変化しますので出来るだけ高い場所へ避難をして下さい。(5.0m以上の場所へ)

 印までは津波の影響範囲と予想されます!!

 印の箇所は強い地震時や豪雨時には要注意願います!

印のブロック塀は強い地震時には倒壊等注意のこと。
ブロック塀は地震時倒壊の危険性大です。

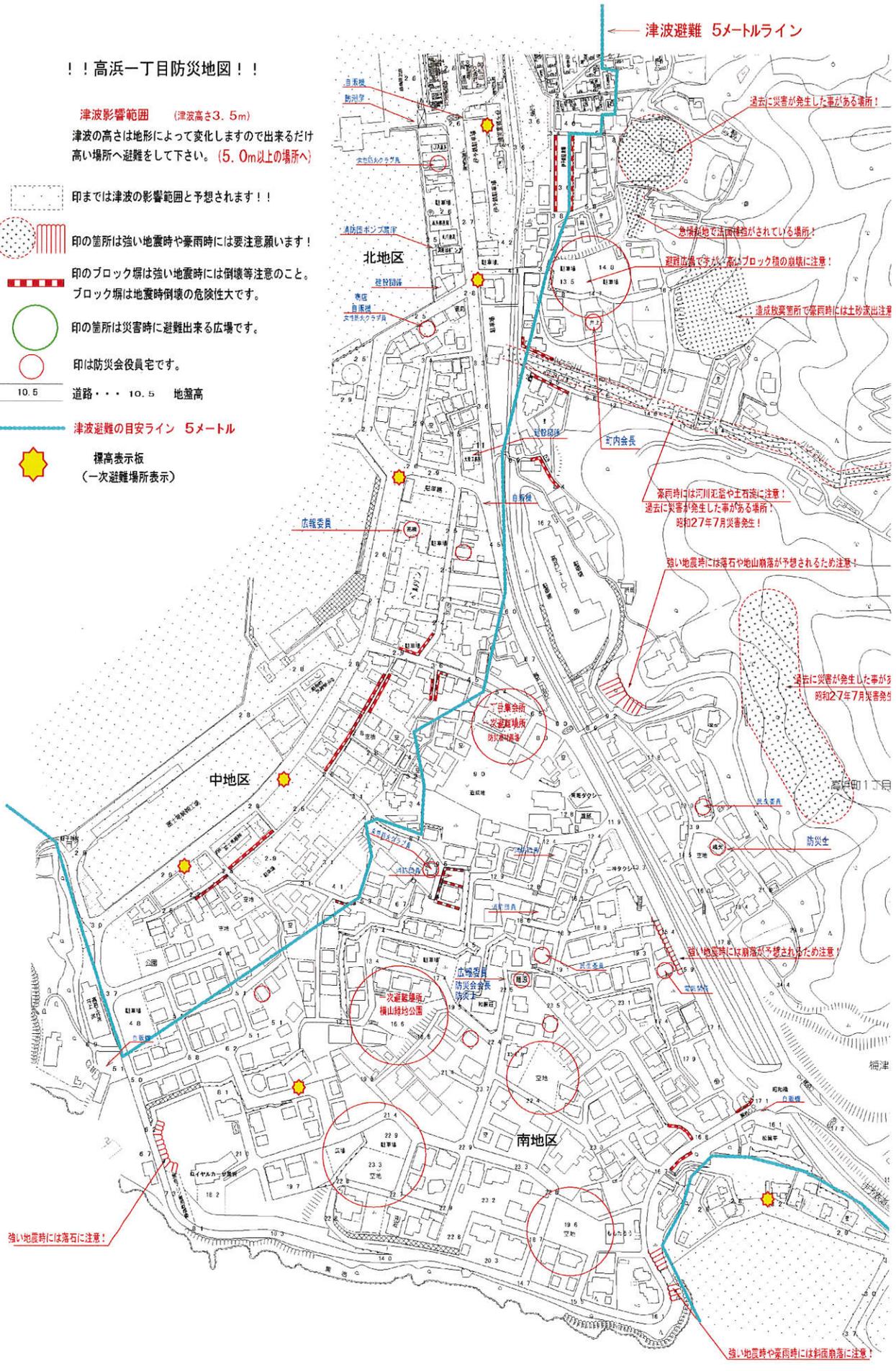
 印の箇所は災害時に避難出来る広場です。

印は防災会役員宅です。

 道路・10.5 地盤高

 津波避難の目安ライン 5メートル

 標高表示板
(一次避難場所表示)



津波避難 5メートルライン

過去に災害が発生した事がある場所!

急傾斜地で法面崩落がされている場所!

新築出番ですが、古いブロック塀の崩壊に注意!

造成放棄箇所や豪雨時には土砂流出注意

豪雨時には河川氾濫や土石流に注意!
過去に災害が発生した事がある場所、
昭和27年7月災害発生!

強い地震時には落石や地山崩落が予想されるため注意!

過去に災害が発生した事が9
昭和27年7月災害発生!

強い地震時には崩落が予想されるため注意!

強い地震時には落石に注意!

強い地震時や豪雨時には斜面崩落に注意!

